

株式会社広島ホームテレビからの意見書について

- P 1・・・株式会社アイ・キャンからの裁定申請について
- P 7・・・Kビジョン株式会社からの裁定申請について

平成 19 年 7 月 12 日

総務大臣
菅義偉 殿



郵便番号 730-8552

住所 広島市南区北町 19-2

氏名 株 広島ホームテレビ

代 橋本宗利

電話番号 082-221-1111

総務大臣の再送信同意裁定に関する意見書

株式会社アイ・キャンから平成 19 年 5 月 30 日付で有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第 4 項の規定により、下記の事項について、1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所を記載の上、以下について意見を申し述べます。

記

- 1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所
- 2 有線テレビジョン放送法第 13 条第 2 項本文の同意をしない理由
- 3 本件に関する協議の経過
- 4 その他参考となる事項

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

社名 株式会社 広島ホームテレビ
代表者 橋本宗利
住所 〒730-8552 広島市中区白島北町 19-2
電話 082-221-7111

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

①地上波テレビ放送は県域放送である

当社は、電波法第7条に基づき免許を交付された放送局であり、その放送対象地域は広島県と示されている。

当社の番組編成・報道取材・番組制作・営業活動等は、広島県内の視聴者に対しての情報提供を主たる目的としているものであり、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる。

この基本原則からして、ケーブル事業者の区域外再送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を根幹から損なうと考える。

また、有線テレビジョン放送法における「大臣裁定」判断基準は、昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が「正当な理由」として定められているが、その当時と現在のケーブル事業者の経営環境（特に営業範囲）が大きく変化し、営利企業として経営基盤が確立されている状況にある中、電波法と有線テレビジョン放送法の2つの法令の矛盾点が浮き彫りになっており整合性がない。

なお、株式会社アイ・キャンは所在地が岩国市で当社の放送地域の広島県に隣接しており、当社の放送電波が直接受信できる環境にあるため、過去再送信に同意してきた経緯があり、また今回も株式会社アイ・キャンと協議した結果、直接受信可能な地域（旧岩国市内）については、当社は同意の意向を示した。

しかしながら、株式会社アイ・キャンは自社の営業地域を拡大し、当社に同意を求めてきたため、その拡大地域（当社の電波を直接受信出来ない地域）について当社は拒絶に至った。

②山口県における情報格差について

山口県においては、当社と同一のテレビ朝日系列に属する、山口朝日放送がある。

同社の現行の基本編成は週5,820分、全番組中64%が当社と同一番組であり、また、ゴールデン・プライムの時間帯に限って算出すると、基本編成はミニ番組・単発番組を除くと100%が同じ番組であり、山口県民に対する他地域との格差はなく、当社の放送を山口県内に再送信する根拠をもたないとする。

③ケーブル事業者としての適格性について

平成5年の山口朝日放送の開局を根拠に情報の格差は解消されたことにより、当社は平成16年10月31日の同意期限を最後として株式会社アイ・キャンに対して、再送信の同意を行っていない。

しかしながら、株式会社アイ・キャンは再送信同意書に基づかない当社の再送信を続けており現段階では有線テレビジョン放送法違反と当社は認識している。このような違法再送信を続けている株式会社アイ・キャンは、ケーブル事業者としての適格性に欠けると判断する。また、違反をしているケーブル事業者が裁定制度によって救済されるのは疑問である。

④山口県民の損失について

民間放送局は電波法・放送法で定められたとおり放送地域の視聴者に地域限定情報番組（自社制作番組）「地域のニュース・天気予報・経済番組・生活情報番組等」を制作し放送している。この自社制作番組においては高価な設備（スタジオ・カメラ・中継車・伝送設備・ヘリコプター等）を使用し、多大なマンパワーをかけ番組制作に多額な費用を投入している。その経費は民間放送局の経営に大きなウェイトを占めている。

山口県を放送対象地域とする放送局が、区域外再送信によって経済的な打撃を受け、充分なローカル制作番組が放送出来なくなればそれは山口県民（特に有料であるケーブルテレビに加入していない県民）にとって大きな損失である。

また、山口県を対象とするテレビ広告媒体が衰退することは、同県での広告活動を通じて経済活動を行おうとするスポンサーにとって由々しき問題である。山口県内のスポンサーによる山口の放送局への広告出稿は、放送局とスポンサーあるいは県民も含めお互いの経済・文化活動を高める機能がある。このようなことは山口の放送局だけにしかできない。

広島放送局の広告を視ていては、山口県の地場スポンサーが発展しないし、また、出稿先が弱体化したりすれば、それは山口県経済の発展の意味からも問題があると考えられる。

区域外再送信はケーブル事業者の単なる客集めの手段にすぎず、結果的に山口県の経済・文化の地盤沈下に拍車を駆ける要因となりかねない。

⑤著作権について

当社の全放送番組には「著作隣接権」、自社制作番組については「著作権」も有している。

よって今回の有線テレビジョン放送法上の「同意」と著作権法上の「許諾権」とは全く別ということがご理解頂けるものと思う。

今回の区域外再送信問題は、有線テレビジョン放送法のみで裁定するのではなく著作権法との整合性を保った上での裁定をお願いしたい。

3. 本件に関する協議の経過

株式会社アイ・キャン

平成16年10月15日

アイ・キャンから当社アナログ放送の再送信について同意要請を受ける。
当社は地元局とも話し合いを持ち了解をもらうようお願いした。

平成18年4月27日

アイ・キャンからアナログ周波数変更対策での対策手法としてCATV化する美和・本郷地区にエリア拡張するため当社アナログ放送の再送信同意要請を受ける。
当社はこれに対して地元局の了解をもらうよう再度依頼する。

平成19年3月7日

アイ・キャンから当社のアナログ放送について再送信依頼を受ける。
当社は地元局とも話し合いを持ち了解をもらうようお願いした。

平成19年3月26日

アイ・キャンから当社のアナログ放送について再送信依頼を受ける。
当社は地元局とも話し合いを持ち了解をもらうようお願いした。

平成19年3月29日

アイ・キャンから当社のアナログ放送について再送信依頼を受ける。
アイ・キャンの意見

- ・岩国は山口朝日放送開局前から同意をもらっている。
- ・岩国は地域的に広島経済圏である。
- ・山口朝日放送は見えなくても広島ホームテレビは見えるエリアが多い。
- ・総務省から難視の小さな共聴は取り込むよう指導を受けている。
- ・米軍岩国基地の影響による共聴や新幹線高架橋の影響による共聴もありこれらも広島局を再送信しているため取り込んだ場合、再送信せざるを得ない。
- ・岩国地区は電波が届いており視聴実態がある。
- ・NHK共聴施設もたくさんあるが、山口局が受信できず広島局を再送信している地区がある。
- ・著作権についても5団体と交渉し費用を払っている。

当社の意見

- ・再送信同意は当事者間での解決とはいえ地元局の意向を無視することは出来ない。
- ・これまでの経緯もあり、また地元局の意向もあるので地元局である山口朝日放送とよく打ち合わせをしてほしい。
- ・山口地区は県外局の再送信により視聴率が低下しており、経営基盤を揺るがす事態にな

っている。

- ・山口朝日放送の開局により情報格差はすでに埋められている。

平成19年4月11日

アイ・キャンから当社のアナログ放送について再送信依頼あり。

当社は再度、地元局とも話し合いを持ち了解をもらうようお願いした。

当社は同意については保留し再検討することとした。

平成19年5月11日

アイ・キャンから当社のアナログ放送について再送信依頼あり。

当社は再検討の結果、旧岩国市内については同意することとした。

美和・本郷地区の拡張部分については不同意。

4. その他参考となる事項

山口朝日放送株式会社の意見書を添付します。

以上

平成 19 年 7 月 12 日

総務大臣 菅 義偉 殿

住所 〒753-8[redacted] 中央 3-5-25

氏名 山口朝日放送株式会社

代表取締役社長 増田 信二

広島局の「山口県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意」について

当社は、現行の放送法上の県域免許に基づいて、山口県内を事業エリアとする県域放送局として番組編成・報道取材・番組制作・営業活動を行っております。

地元視聴者には、テレビ朝日系列の一員としてネットワーク番組を提供し、さらに、地域のニュースや地元に着目した情報番組を自主制作し放送しており、幅広く県内の視聴者ニーズに対応し、県民文化の向上に寄与しているところです。

こうした中、山口県内では、第3セクター方式を取り入れて国や自治体の助成金等で資金を調達し、加入者から加入・受信料を徴収する営利目的の「都市型CATV事業者」が次々と参入しています。これらのCATV事業者は、山口県内の放送局のほか、隣接する広島、福岡両県の放送局の放送を、同系列局も含めて再送信することで、事業の拡張・拡大を続けてまいりました。

CATV事業者の加入世帯が伸張するに伴い、山口県外波の視聴率が全国的にみても突出するようになり、[redacted]

[redacted] 視聴率は、営業セールスデータの唯一のよりどころとなるため、視聴率の低迷は、売上においても甚大な影響を及ぼし、経営基盤を大きく揺るがす事態として憂慮しているところです。

また、同じテレビ朝日系列局の広島ホームテレビ（以下「HOME」という。）と当社の現行の番組基本編成は、週あたり5,820分、全番組中64%が同一番組です。ゴールデン・プライムの時間帯に限って算定すると、基本編成は100%（6分未満のミニ番組・単発編成を除く）が同じ番組です。[redacted]

一方、ケーブル加入視聴者がHOMEによる視聴を常態化した場合、山口県の視聴者は緊急災害情報や有事における情報提供が阻害され、とりわけ、今年10月に導入される緊急地震速報の確認ができなくなることにより、生命的、財産的な不利益を受けることも懸念されます。

以上のことから、CATV事業者への区域外再送信の容認は、放送が担う公共性を損ない、地上放送の根幹である地域免許制度を形骸化させるものと考えます。

平成 19 年 7 月 12 日

総務大臣
菅義偉 殿



郵便番号 730-8552

住所 広島市南区北町 19-2

氏名 株 広島ホームテレビ

代 橋本宗利

電話番号 08

総務大臣の再送信同意裁定に関する意見書

Kビジョン株式会社から平成 19 年 5 月 30 日付で有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき提出された総務大臣の裁定の申請に関し、同条第 4 項の規定により、下記の事項について、1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所を記載の上、以下について意見を申し述べます。

記

- 1 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所
- 2 有線テレビジョン放送法第 13 条第 2 項本文の同意をしない理由
- 3 本件に関する協議の経過
- 4 その他参考となる事項

1. 当社の名称及び代表者の氏名並びに住所

社名 株式会社 広島ホームテレビ
代表者 橋本宗利
住所 〒730-8552 広島市中区白島北町 19-2
電話 082-221-7111

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

①地上波テレビ放送は県域放送である

当社は、電波法第7条に基づき免許を交付された放送局であり、その放送対象地域は広島県と示されている。

当社の番組編成・報道取材・番組制作・営業活動等は、広島県内の視聴者に対しての情報提供を主たる目的としているものであり、県域放送を基本とする現行の放送制度の枠組みの中で事業を営んでいる。

この基本原則からして、ケーブル事業者の区域外再送信を安易に容認していくことは、放送制度の整合性を根幹から損なうと考える。

また、有線テレビジョン放送法における「大臣裁定」判断基準は、昭和61年第104国会・衆議院通信委員会で示された「5つの基準」が「正当な理由」として定められているが、その当時と現在のケーブル事業者の経営環境（特に営業範囲）が大きく変化し、営利企業として経営基盤が確立されている状況にある中、電波法と有線テレビジョン放送法の2つの法令の矛盾点が浮き彫りになっており整合性がない。

②山口県における情報格差について

山口県においては、当社と同一のテレビ朝日系列に属する、山口朝日放送がある。

同社の現行の基本編成は週5,820分、全番組中64%が当社と同一番組であり、また、ゴールデン・プライムの時間帯に限って算出すると、基本編成はミニ番組・単発番組を除くと100%が同じ番組であり、山口県民に対する他地域との格差はなく、当社の放送を山口県内に再送信する根拠をもたないとする。

③ケーブル事業者としての適格性について

平成5年の山口朝日放送の開局を根拠に情報の格差は解消されたことにより、当社は平成16年10月31日の同意期限を最後としてKビジョン株式会社に対して、再送信の同意を行っていない。

しかしながら、Kビジョン株式会社は再送信同意書に基づかない当社の再送信を続けており現段階では有線テレビジョン放送法違反と当社は認識している。このような違法再送信を続けているKビジョン株式会社は、ケーブル事業者としての適格性に欠けると判断する。また、違反をしているケーブル事業者が裁定制度によって救済され

るのは疑問である。

④山口県民の損失について

民間放送局は電波法・放送法で定められたとおり放送地域の視聴者に地域限定情報番組（自社制作番組）「地域のニュース・天気予報・経済番組・生活情報番組等」を制作し放送している。この自社制作番組においては高価な設備（スタジオ・カメラ・中継車・伝送設備・ヘリコプター等）を使用し、多大なマンパワーをかけ番組制作に多額な費用を投入している。その経費は民間放送局の経営に大きなウェイトを占めている。

山口県を放送対象地域とする放送局が、区域外再送信によって経済的な打撃を受け、十分なローカル制作番組が放送出来なくなればそれは山口県民（特に有料であるケーブルテレビに加入していない県民）にとって大きな損失である。

また、山口県を対象とするテレビ広告媒体が衰退することは、同県での広告活動を通じて経済活動を行おうとするスポンサーにとって由々しき問題である。山口県内のスポンサーによる山口の放送局への広告出稿は、放送局とスポンサーあるいは県民も含めお互いの経済・文化活動を高める機能がある。このようなことは山口の放送局だけにしかできない。

広島放送局の広告を視ていては、山口県の地場スポンサーが発展しないし、また、出稿先が弱体化したりすれば、それは山口県経済の発展の意味からも問題があると考えられる。

Kビジョン株式会社は広島局だけではなく福岡局も再送信しており、区域外再送信はケーブル事業者の単なる客集めの手段にすぎず、結果的に山口県の経済・文化の地盤沈下に拍車を駆ける要因となりかねない。

⑤著作権について

当社の全放送番組には「著作隣接権」、自社制作番組については「著作権」も有している。

よって今回の有線テレビジョン放送法上の「同意」と著作権法上の「許諾権」とは全く別ということがご理解頂けるものと思う。

今回の区域外再送信問題は、有線テレビジョン放送法のみで裁定するのではなく著作権法との整合性を保った上での裁定をお願いしたい。

3. 本件に関する協議の経過

Kビジョン株式会社

平成16年10月16日

Kビジョンから当社のアナログ放送について再送信同意依頼あり。
当社は地元局（山口朝日放送）の了解をもらってほしいと返答。

平成17年10月6日

Kビジョンから当社のアナログ放送について再送信同意依頼あり。
当社は地元局（山口朝日放送）の了解をもらってほしいと返答。

平成19年3月26日

Kビジョンから当社のアナログ放送について再送信同意依頼あり。
当社の意見

- ・ 広島県を放送区域として免許を受けている。
- ・ 地形によっては電波の特性上一部地域で受信可能となる場合もある。
- ・ 山口地区では県外局の再送信により視聴率が低下しており、経営基盤を揺るがす事態になっている。
- ・ 山口地区は系列局の山口朝日放送があり視聴者に対する情報格差はすでに無い。
- ・ 再度社内検討する。

平成19年4月9日

Kビジョンから当社のアナログ放送について再送信依頼あり。
当社は再検討の結果同意できないと返答。
Kビジョンから再々検討依頼あり。

平成19年5月11日

Kビジョンから当社のアナログ放送について再送信依頼あり。
当社は再々検討の結果不同意を伝える。

4. その他参考となる事項

山口朝日放送株式会社の意見書を添付します。

以上

平成 19 年 7 月 12 日

総務大臣 菅 義偉 殿

住所 〒753-8[redacted] 中央 3-5-25

氏名 山口朝日放送株式会社

代表取締役社長 増田 信二

広島局の「山口県内ケーブルテレビ事業者への区域外再送信の同意」について

当社は、現行の放送法上の県域免許に基づいて、山口県内を事業エリアとする県域放送局として番組編成・報道取材・番組制作・営業活動を行っております。

地元視聴者には、テレビ朝日系列の一員としてネットワーク番組を提供し、さらに、地域のニュースや地元に着目した情報番組を自主制作し放送しており、幅広く県内の視聴者ニーズに対応し、県民文化の向上に寄与しているところです。

こうした中、山口県内では、第3セクター方式を取り入れて国や自治体の助成金等で資金を調達し、加入者から加入・受信料を徴収する営利目的の「都市型CATV事業者」が次々と参入しています。これらのCATV事業者は、山口県内の放送局のほか、隣接する広島、福岡両県の放送局の放送を、同系列局も含めて再送信することで、事業の拡張・拡大を続けてまいりました。

CATV事業者の加入世帯が伸張するに伴い、山口県外波の視聴率が全国的にみても突出するようになり、[redacted]

[redacted] 視聴率は、営業セールスデータの唯一のよりどころとなるため、視聴率の低迷は、売上においても甚大な影響を及ぼし、経営基盤を大きく揺るがす事態として憂慮しているところです。

また、同じテレビ朝日系列局の広島ホームテレビ（以下「HOME」という。）と当社の現行の番組基本編成は、週あたり5,820分、全番組中64%が同一番組です。ゴールデン・プライムの時間帯に限って算定すると、基本編成は100%（6分未満のミニ番組・単発編成を除く）が同じ番組です。[redacted]

[redacted]

一方、ケーブル加入視聴者がHOMEによる視聴を常態化した場合、山口県の視聴者は緊急災害情報や有事における情報提供が阻害され、とりわけ、今年10月に導入される緊急地震速報の確認ができなくなることにより、生命的、財産的な不利益を受けることも懸念されます。

以上のことから、CATV事業者への区域外再送信の容認は、放送が担う公共性を損ない、地上放送の根幹である地域免許制度を形骸化させるものと考えます。